

第1部 京都府の人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各部門別の職員数の状況は、第1-1表及び第1-1図のとおりです。

この職員数は、一般職が対象であり、休職者、派遣職員等を含み、臨時及び非常勤の職員を除いています。

第1-1表

区 分 部 門		職員数（各年度4月1日現在 単位：人）							平成22年度職員数の 主な増減理由 (対前年度との比較)	
		平成20年度		平成21年度		平成22年度				
		対前年度 増減数		対前年度 増減数		対前年度 増減数	対20年度 増減数			
普通 会 計 部 門	一般行政 部 門	△172	4,330	△149	4,181	8	△141	4,189	(増) 緊急経済・雇用対 策等、重点課題へ の対応 (減) 内部管理業務等の 見直し	
	特別 行政 部 門	教 育	△395	17,382	△129	17,253	△58	△187	17,195	(減) 学級数の減少に伴 う定数減 (小・中学校)
		警 察	△19	6,997	21	7,018	19	40	7,037	(増) 警察官の政令基準 の増
		小 計	△414	24,379	△108	24,271	△39	△147	24,232	
	計	△586	28,709	△257	28,452	△31	△288	28,421		
特別 会 計 部 門	病 院	△1,179	549	△12	537	0	△12	537		
	企業会計	△5	157	△5	152	△5	△10	147	(減) 業務の統廃合等	
	計	△1,184	706	△17	689	△5	△22	684		
合 計		△1,770	29,415	△274	29,141	△36	△310	29,105		

(注) 1 一般行政部門とは、議会議務局、総務、企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生及び衛生の各部門（教育及び公安を除く各行政委員会を含む。）の総称です。

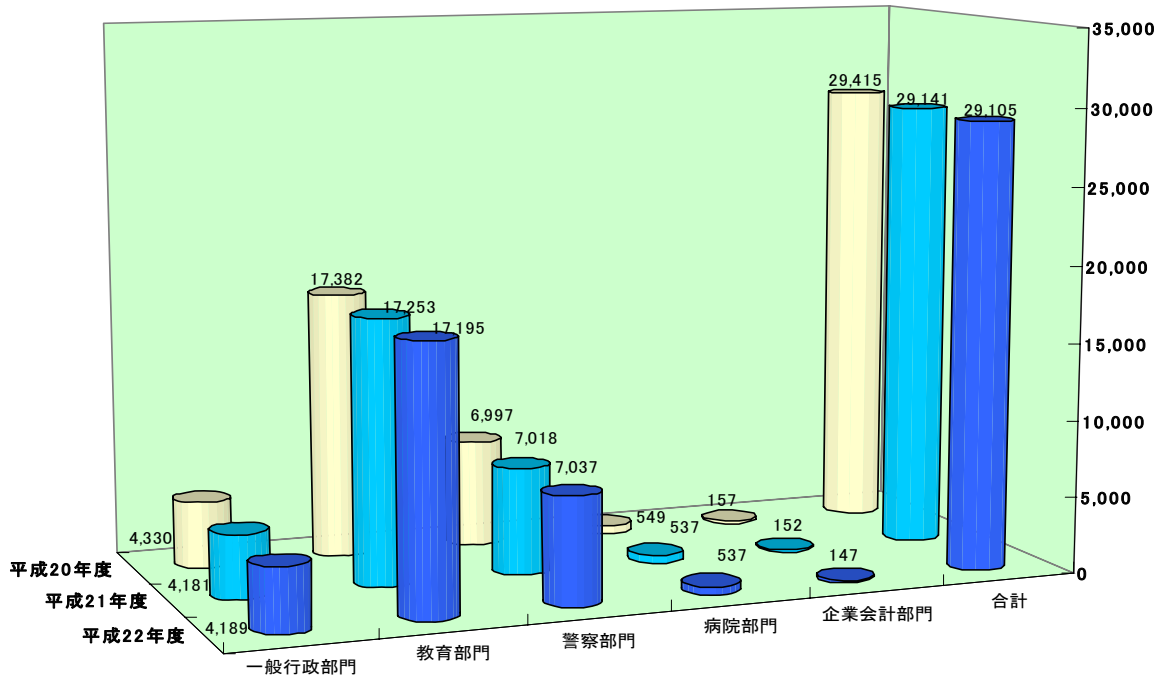
2 教育部門には、教育委員会事務局職員、府立学校教職員、府費負担教職員及び府大学への派遣職員を含みます。

3 病院部門には、病院事業会計部門の職員及び医科大学附属病院への派遣職員を含みます。

4 企業会計とは、水道事業、下水道事業その他の公営企業等部門をいいます。

第1-1図

部門別職員数の推移



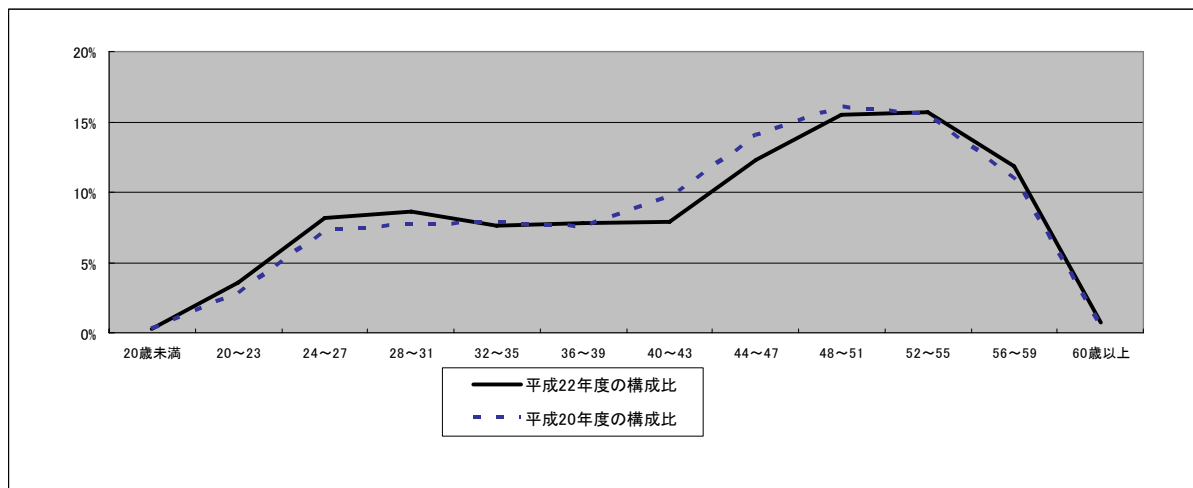
(2) 年齢別職員構成の状況

第1-1表の合計欄に応じた職員の年齢構成は、第1-2表及び第1-2図のとおりです。

第1-2表

年度	年齢	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数 (人)	平成22年度	89	1,041	2,372	2,503	2,222	2,259	2,292	3,579	4,523	4,573	3,449	203	29,105
	平成21年度	60	910	2,269	2,394	2,204	2,238	2,485	3,913	4,579	4,602	3,325	162	29,141
	平成20年度	76	830	2,135	2,267	2,281	2,208	2,838	4,131	4,727	4,549	3,228	145	29,415

第1-2図



(3) 職員数の推移

京都府では、平成11年度から平成15年度までの間、「京都府新しい行政推進大綱（第二次）」により、5年間で5%（1,300人）の定数削減を目標に定数の適正化に取り組んできており、この結果、目標を上回る1,390人の定数削減を行ってきたところです。

平成16年度には「経営改革プラン」を策定し、簡素で効率的な組織づくりに努めるとともに、定員の適正化に計画的に取り組むことにより、知事部局、教育委員会、警察本部等の事務部門について、平成20年度までの本プランの期間内に1,000人分程度の削減効果を目指すこととしました。

また、この取組をより一層強化するため、平成17年11月には、「経営改革プラン」の実行計画として、新たに「府民サービスを守るための経営改革プラン」（給与費プログラム）を策定し、人件費総額の削減手法の一つとして職員定数の削減を位置付け、総務事務の集中処理等の電子府庁の推進やアウトソーシングの活用を図ることにより、内部管理事務の抜本的見直しをはじめ、組織を簡素化し、平成22年度までに、職員定数（教員及び警察官を除く。）を約17%削減（全国最大規模）する一方、児童虐待や地域力再生、緊急経済・雇用対策など、新たな課題に対して適時適切に応える職員配置に取り組んできました。

さらに、平成21年3月には、限られた人材や資金など京都府の財産を最大限活かすことによって、府民満足の最大化を目指すことを目的とした「府民満足最大化プラン」を策定し、平成23年度以降もこの給与費プログラムを継続することとしており、既存の事務・業務を徹底的に見直した上で、府民ニーズに対応する適切な職員配置に取り組むこととしています。

第1-3表

区分	年度						過去5年間の 増減数（率）
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	
一般行政	4,721	4,686	4,502	4,330	4,181	4,189	▲532（▲11.3%）
教育	17,698	17,734	17,777	17,382	17,253	17,195	▲503（▲2.8%）
警察	6,850	6,934	7,016	6,997	7,018	7,037	187（2.7%）
普通会計計	29,269	29,354	29,295	28,709	28,452	28,421	▲848（▲2.9%）
公営企業会計計	1,931	1,879	1,890	706	689	684	▲1,247（▲64.6%）
総合計	31,200	31,233	31,185	29,415	29,141	29,105	▲2,095（▲6.7%）

(4) 職員の採用及び退職等の状況（平成21年度）

平成21年度における京都府職員の採用及び退職の状況は、第1-4表のとおりです。
第1-4表

区分 部局	採用 (人)	退 職 (人)							合 計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死 亡	
知事部局等	114 (105)	92 (88)	34 (100)	54 (72)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (2)	188 (262)
教育委員会	421 (395)	239 (226)	149 (182)	70 (64)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	464 (478)
警 察 本 部	279 (296)	165 (147)	78 (69)	83 (114)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	9 (3)	336 (333)
合 計	814 (796)	496 (461)	261 (351)	207 (250)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	21 (10)	988 (1,073)

- (注) 1 知事部局等とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局のことを示しています。(以下同じ。)
- 2 勸奨退職は、任命権者が人事管理上の目的から、職員に対して退職を勧奨し、これに応じて退職するものです。
- 3 普通退職は、自己都合により退職するものです。
- 4 分限免職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定により、公務能率を維持する見地から職員の意に反してその職を失わせるものです。
- 5 懲戒免職は、地方公務員法第29条第1項の規定により、職員を懲罰として勤務関係から排除するものです。
- 6 失職は、職員が地方公務員法第16条各号に掲げる欠格条項に該当することとなった場合、行政処分によることなく当然に離職するものです。
- 7 () 内の数値は、前年度実績です。

(5) 定年退職及び勸奨退職者の就業状況（平成22年4月1日現在）

第1-4表の退職者のうち、定年退職者及び勸奨退職者についての就業状況は、第1-5表のとおりです。
第1-5表

区分 部 局	定年 勸奨 退職 者数 (人)	合 計	左記のうち就業した者(人)									
			京都府に就業した者				京都府以外に就業した者					
			再任用	非常勤 嘱託等	臨時的 任用	その他	他の地方 公共団体	うち再任用	外郭 団体	非営利団体 (外郭除く)	営利団体 (外郭除く)	自営業
知事部局等	126 (188)	76 (109)	56 (49)	10 (16)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	3 (21)	6 (19)	0 (2)	0 (0)
教育委員会	388 (408)	37 (36)	33 (22)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	1 (5)	0 (0)	0 (1)
警 察 本 部	243 (216)	169 (138)	11 (10)	83 (43)	0 (0)	0 (0)	8 (28)	0 (0)	9 (13)	20 (11)	38 (33)	0 (0)
合 計	757 (812)	282 (283)	100 (81)	96 (63)	0 (0)	0 (0)	9 (30)	0 (0)	12 (38)	27 (35)	38 (35)	0 (1)

- (注) 1 再任用とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者をいいます。
- 2 非常勤嘱託等とは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員及び嘱託員並びにこれらのものに準じる職をいいます。
- 3 臨時的任用とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者をいいます。
- 4 外郭団体とは、京都府が資本金又は基金等の25%以上を出資している法人をいいます。
- 5 非営利団体とは、上記注4に該当しない公益法人、協同組合、共済組合、労働組合等をいいます。
- 6 営利団体とは、上記注4に該当しない会社法（平成17年法律第86号）に基づく法人、相互会社、信用金庫等をいいます。
- 7 市町村立小中学校教職員の就業状況については、含まれていません。
- 8 () 内の数値は、前年度実績です。

(6) 異動及び昇任の状況

平成22年定期人事異動における異動者数及び昇任者数は、第1-6表のとおりです。

第1-6表

【知事部局等】(平成22年5月人事異動 単位：人)

区分 \ 職位	部長級	課長級	主幹級	課長補佐級	係長級	一般級	合計
異動者数	65	177	184	433	874	104	1,837
うち昇任者数	36	74	87	171	479		847

【教育委員会】(平成22年4月及び5月人事異動 単位：人)

区分 \ 職位	部長級	課長級	主幹級	課長補佐級	係長級	指導主事等	一般級	合計
事務局	異動者数	2	10	10	22	37	56	192
	うち昇任者数	2	6	10	15	20	0	53

区分 \ 職位	校長	教頭	事務長	総括主事	一般職	合計	
小中学校	異動者数	129	130			1,199	1,458
	うち昇任者数	56	57				113
府立学校 (附属中学校除く)	異動者数	20	35	20	13	465	553
	うち昇任者数	16	22	9	9		56
合計	異動者数	149	165	20	13	1,664	2,011
	うち昇任者数	72	79	9	9		169

【警察本部】(平成22年3月及び4月人事異動 単位：人)

区分 \ 職位	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	合計
異動者数	190	316	443	469	447	130	1,995
うち昇任者数	32	67	133	146		23	401

(平成21年10月人事異動 単位：人)

区分 \ 職位	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	合計
異動者数	2	22	146	111	143	12	436
うち昇任者数	0	6	33	43		0	82

(平成21年9月人事異動 単位：人)

区分 \ 職位	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	合計
異動者数	16	0	0	0	0	5	21
うち昇任者数	3	0	0	0		0	3

2 給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況

平成21年度決算（普通会計）における人件費及び人件費率は、第2-1表のとおりです。

なお、この人件費には、特別職に支給される給与及び報酬を含みます。

第2-1表

区分	住民基本台帳人口 (22. 3. 31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)20年度 人件費率
21年度	2,551,706人	924,444,532千円	356,921千円	292,251,062千円	31.6%	36.9%

(参考) 人件費の内訳 警察費 70,551,893千円 (7.6%)

教育費 182,276,892千円 (19.7%)

上記以外 39,422,277千円 (4.3%)

イ 職員給与費の状況

平成21年度決算（普通会計）における給与費及び1人当たりの給与費は、第2-2表のとおりです。

第2-2表

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	28,491人	128,867,111千円	33,401,823千円	51,744,370千円	214,013,304千円	7,512千円	7,252千円

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

3 都道府県平均一人当たりの給与費は、平成23年3月に総務省から提供のあった数値を使用しています。

ウ 特記事項

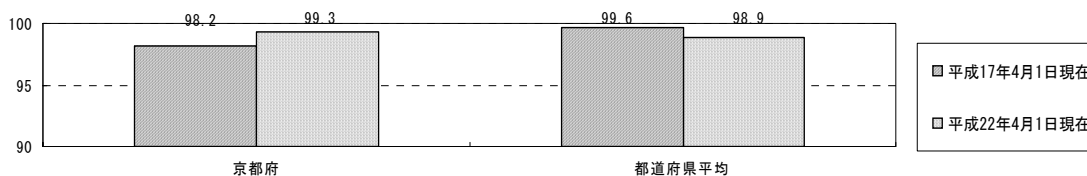
京都府の厳しい財政状況等を考慮し、臨時・緊急の措置として第2-3表のとおり給与の削減措置を講じています。

第2-3表

職員		措置内容	削減期間
特別職	知事	給料・期末手当10%削減	平成11年6月1日～平成24年3月31日
	副知事	給料・期末手当5%削減	
一般職	管理職員	給料2%削減	平成19年4月1日～平成25年3月31日

エ ラスパイレス指数の状況

第2-1図



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(参考) 地域手当補正後ラスパイレス指数 **99.2** (平成22年4月1日現在)

(注) 平成22年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したものです。

※地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

オ 給与改定の状況

(ア) 月例給

第2-4表

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)の国改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
22年度	410,155円	409,748円	407円 (0.10%)	△0.12%	△0.12%	△0.19%
		410,636円	△481円 (△0.12%)			

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

2 下段は、管理職員の給料月額のカット措置がないものとした場合の数値です。

(イ) 特別給

第2-5表

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)の年間支給月数
	民間の支給割合	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
22年度	3.95月	4.15月	△0.2月	△0.2月	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(2) 一般行政職給料表の状況 (平成22年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
最高号給給料月額	243,700	309,200	356,400	395,100	405,100	427,200	458,400	480,500	540,300	572,900

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

第2-6表

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
京都府	44.9歳	353,854円	440,288円	405,567円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
都道府県平均	43.7歳	339,950円	424,247円	381,330円

(イ) 技能労務職
第2-7表

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年 齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額(国ベース)	対応する民間の類似職種 (非正規を含む)	平均 年 齢	平均給与 月額 B	
京 都 府	52.1歳	437人	358,554円	417,316円	397,220円	—	—	—	—
うち用庁務	56.3歳	72人	361,875円	406,042円	393,111円	用務員	53.8歳	213,600円	1.90
うち自動車運転	51.2歳	39人	371,179円	439,179円	420,590円	自家用乗用自動車運転者	54.8歳	260,100円	1.69
うち保安	55.4歳	16人	376,688円	505,500円	431,563円	守 衛	62.5歳	211,300円	2.39
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
都道府県平均	49.3歳	416人	331,561円	387,402円	364,759円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
京 都 府	—	—	—
うち用庁務	6,697,105円	3,008,200円	2.23
うち自動車運転	7,213,910円	3,587,000円	2.01
うち保安	8,074,250円	2,728,300円	2.96

(ウ) 高等（特殊・専修・各種）学校教育職
第2-8表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
京都府	47.0 歳	406,762 円	474,085 円	452,264 円
都道府県平均	44.8 歳	386,923 円	450,762 円	—

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職
第2-9表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
京都府	43.3 歳	368,594 円	429,201 円	411,980 円
都道府県平均	44.0 歳	373,665 円	430,570 円	—

(オ) 警察職
第2-10表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
京都府	39.7 歳	334,916 円	469,819 円	384,095 円
国	41.3 歳	318,139 円	—	369,610 円
都道府県平均	39.7 歳	325,926 円	469,083 円	371,475 円

- (注) 1 平均給料月額とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われるすべての諸手当の額を合計したものです。
- 3 平均給与月額（国ベース）とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものです。
- 4 第2-7表の「民間」の数値は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており、公務員の職種と民間の職種の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態、給与形態等の点において同一条件のもとで比較したのではなく、調査上の諸条件が公務員の給与実態調査によるものと異なっていることに注意が必要です。
- 賃金構造基本統計調査 ・企業規模10人以上の事業所の常用労働者（非正規労働者を含む。）を対象
- ・労働時間が8時間未満（5時間以上）の労働者も調査対象
- ・1箇月を超える期間を定めて雇用されている労働者や日々又は1箇月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された者も調査対象
- 5 第2-7表の「年収ベース（試算値）の比較」の「公務員 C」及び「民間 D」の数値は、平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 6 都道府県平均データは、平成23年3月に総務省から提供のあった数値を記載しています。

イ 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

第2-11表

区 分		京都府	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	142,300 円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	—
警察職	大学卒	200,800 円	200,000 円
	高校卒	168,400 円	158,100 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

第2-12表

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	255,982 円	306,956 円	363,150 円
	高校卒	209,336 円	264,713 円	312,369 円
技能労務職	高校卒	—	262,000 円	308,140 円
	中学卒	—	—	292,500 円
高等学校教育職	大学卒	295,639 円	354,124 円	396,423 円
	高校卒	*	*	—
小・中学校教育職	大学卒	298,687 円	355,756 円	392,968 円
警察職	大学卒	278,164 円	334,053 円	383,957 円
	高校卒	243,331 円	289,723 円	347,275 円
	中学卒	*	—	—

- (注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は平均給与月額の欄をアスタリスク * としています。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

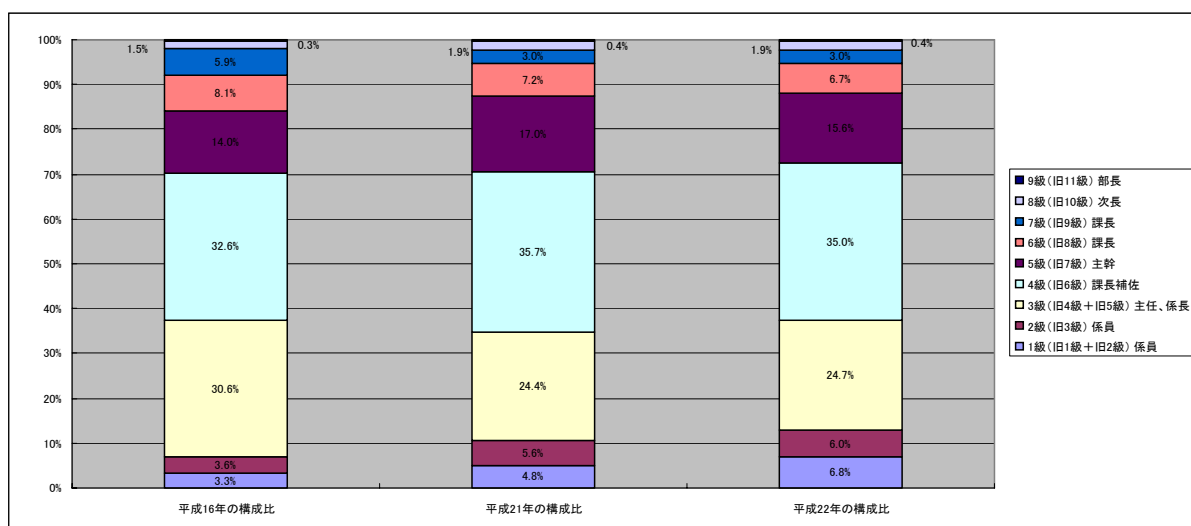
一般行政職の職員の給料月額は、10の級で構成される行政職給料表を適用することにより支給されていますが、それぞれの級の標準的な職務内容、職員数及び構成比は、第2-13表、第2-2図のとおりです。

第2-13表

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員	343人	6.8%
2 級	係員	302人	6.0%
3 級	主任、係長	1,240人	24.7%
4 級	課長補佐	1,756人	35.0%
5 級	主幹、困難な業務を処理する課長補佐	783人	15.6%
6 級	課長	336人	6.7%
7 級	困難な業務を処理する課長	149人	3.0%
8 級	次長	93人	1.9%
9 級	部長	21人	0.4%
10級	困難な業務を処理する部長	—	—
計		5,023人	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

第2-2図



イ 昇給への勤務成績の反映状況

管理職（課長級以上）については、人事評価の結果に基づき、昇給号給数を決定しています。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当とは、民間事業所のボーナスに相当する手当です。毎年6月と12月の2回に分けて支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の支給額及び支給内容は第2-14表のとおりです。

第2-14表

京都府			国					
1人当たり平均支給額（21年度）			1,776,875円			-		
（21年度支給割合）			（21年度支給割合）					
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.75月分	1.40月分	一般職員	2.75月分	1.40月分	一般職員	2.75月分	1.40月分
特定管理職員	2.35月分	1.80月分	特定管理職員	2.35月分	1.80月分	特定管理職員	2.35月分	1.80月分
（再任用職員）	1.50月分	0.70月分	（再任用職員）	1.50月分	0.70月分	（再任用職員）	1.50月分	0.70月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）					
	管理職加算	10%、20%		管理職加算	10%～25%		管理職加算	10%～25%
	役職加算	5%～20%		役職加算	5%～20%		役職加算	5%～20%

（注） 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

（参考） 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

管理職（課長級以上）については、人事評価の結果に基づき、勤勉手当の成績率に反映させています。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

退職手当とは、職員が退職したときに支払われる一時金です。退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職事由に応じた支給率を乗じて計算した基本額に職務・職責に応じた調整額を加えた額が支給されます。退職事由は、定年・勤奨と自己都合に分けることができます。退職手当の支給率及び1人当たり平均支給額は第2-15表のとおりです。

第2-15表

京都府			国		
（支給率）			（支給率）		
	自己都合	勤奨・定年	京都府と同じ		
勤続20年	23.5月分	30.55月分			
勤続25年	33.5月分	41.34月分			
勤続35年	47.5月分	59.28月分			
最高限度額	59.28月分	59.28月分			
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）				
（1人当たり平均支給額）					
一般行政	693千円	23,845千円	-		
教育職	268千円	27,397千円			
警察官	4,994千円	27,509千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して条例で定める地域区分に応じて支給されています。地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に勤務する地域区分の支給割合を乗じた額を支給します。支給実績、1人当たり平均支給年額及び支給対象地域は、第2-16表のとおりです。

第2-16表

支給実績（21年度決算）	10,185,274千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	349,757円

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事したときに支給され、その支給状況は、第2-17表のとおりです。なお、特殊勤務手当の内容等は、「キ 手当の内容」に記載のとおりです。

第2-17表

支給実績（21年度決算）	1,738,939千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	176,488円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	33.8%
手当の種類（手当数）	61種類

オ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、勤務した職員に対して支給される手当です。管理職手当の支給がある職員又は教育職給料表(2)若しくは教育職給料表(3)の適用を受ける教育職員には支給されません。

第2-18表

支給実績 (21年度決算)	4,666,860 千円	(内訳)	警察費 3,055,137 千円 教育費 334,133 千円 上記以外 1,277,590 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (21年度決算)	160 千円		
支給実績 (20年度決算)	4,621,151 千円	(内訳)	警察費 3,103,760 千円 教育費 329,370 千円 上記以外 1,179,021 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (20年度決算)	157 千円		

カ その他の手当

平成22年4月1日現在その他の手当には次のものがあり、各手当の支給実績は第2-19表のとおりです。
なお、各手当の内容等は、「キ 手当の内容」に記載のとおりです。

第2-19表

手当名	支給実績 (21年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	3,554,179 千円	122,049 円
住居手当	2,061,020 千円	70,774 円
通勤手当	3,270,957 千円	112,323 円
管理職手当	1,520,917 千円	689,758 円
初任給調整手当	54,762 千円	636,767 円
単身赴任手当	62,243 千円	282,923 円
特地勤務手当	37,764 千円	517,315 円
宿日直手当	766,786 千円	307,329 円
休日勤務手当	1,703,702 千円	588,498 円
夜間勤務手当	647,581 千円	184,444 円
管理職員特別勤務手当	6,584 千円	29,658 円
農林漁業普及指導手当	44,238 千円	322,905 円
へき地手当	126,323 千円	369,366 円
産業教育手当	72,298 千円	408,463 円
定時制通信教育手当	95,013 千円	489,758 円
義務教育等教員特別手当	2,192,523 千円	139,323 円

キ 手当の内容 (平成22年4月1日現在)

特殊勤務手当の内容は第2-20表、その他の手当の内容は第2-21表のとおりです。

第2-20表

特殊勤務手当名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価
府税事務に従事する職員の特殊勤務手当	府税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	日額 760～1,360円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉に関する業務に従事する職員	日額 620～690円
社会福祉施設等における保護等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉施設等に収容している者の保護、養護等の業務に従事する職員	日額 260円
職業訓練等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	職業訓練等の業務に従事する職業訓練指導員及び生活指導員	日額 980～1,100円
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症の患者等の救護又は感染症の病原体が付着した物件等の処理作業に従事する職員	日額 290円
と畜検査業務に従事する職員の特殊勤務手当	獣畜のと殺又は解体の検査業務に従事すると畜検査員	日額 290円
放射線取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業等に従事する職員	日額 260円
病院の感染症病棟、精神科病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病院の感染症病棟、精神科病院等において、感染症の患者又は精神病患者に接する業務に従事する職員	日額 290～760円

夜間看護業務等に従事する職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事する職員	1回 通勤加算	1,240~3,300円 380~1,140円
救急医療業務等に従事する職員の特殊勤務手当	与謝の海病院において、17時15分から翌日の8時30分（又は休日8時30分から17時15分）まで救急医療業務に従事する職員	1回	18,659円
分べん業務等に従事する職員の特殊勤務手当	与謝の海病院において、分べん業務等に従事する職員	1回	10,000円×胎児の数 業務に従事した職員数で按分
夜間通信業務に従事する職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間の全部又は一部が深夜において行われる無線設備の運用等の業務に従事する職員	1回	730~1,100円 (2時間未満 440円)
船舶に乗り組む船員等の特殊勤務手当	府の船舶に乗り組む船員等	日額（船員） 日額（船員以外）	850~950円 260円
潜水作業に従事する職員の特殊勤務手当	潜水器具を着用して潜水作業に従事する職員	1時間	310円
爆発物取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の保安検査、爆発物件の処理事業等に従事する職員	日額	260~5,200円
坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当	トンネルの坑内でトンネル掘り作業に従事する職員	日額	560円
高所作業に従事する職員の特殊勤務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所等での建設等の作業に従事する職員	日額	320円
除雪作業に従事する職員の特殊勤務手当	除雪車による除雪作業に従事する職員	日額	300円
建設用重機械の運転作業に従事する職員の特殊勤務手当	一定の建設用重機械の運転作業に従事する職員	日額	260円
非常災害時等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務で心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶ業務に従事する職員	日額	2,400~12,800円
校務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事する職員の特殊勤務手当	校務についての連絡調整及び指導助言の困難な職務を担当する教諭等で当該担当業務に従事する職員	日額	200円
多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級での授業又は指導に従事する職員	日額	290~350円
学校附属寄宿舎等の舎監として勤務する職員の特殊勤務手当	本務のほか学校附属寄宿舎等において舎監として入所者の指導等の業務に従事する職員	日額	260円
異なる課程等の授業に従事する職員の特殊勤務手当	昼間課程の授業を本務とする職員で夜間の授業に従事する職員又は夜間課程の授業を本務とする職員で昼間の授業に従事する職員	1時間	1,530円
通信制の課程の授業等に従事する職員の特殊勤務手当	本務としない通信教育の添削等の業務に従事する職員	1通 1時間	260円 760~1,530円
職業課程の実習に従事する職員の特殊勤務手当	職業課程の実習等の業務に従事する職員	1夜	2,000~2,610円
夜間の定時制課程を置く高等学校に勤務する職員の特殊勤務手当	夜間の定時制課程の業務に従事することを本務とする職員で当該業務に従事する職員	日額	260円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	航空機の操縦、整備、搭乗の業務に従事する職員	日額 1時間	2,200円 1,900~5,100円
主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業に従事する職員の特殊勤務手当	主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業に従事する職員	日額	560~1,150円 (4時間未満60%)
犯罪鑑識作業に従事する職員の特殊勤務手当	指紋等を利用し又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業に従事する職員	日額	280~560円 (4時間未満60%)
無線自動車等の運転作業に従事する職員の特殊勤務手当	無線自動車等の運転作業に従事する職員	日額	420円 (4時間未満60%)

交通捜査作業に従事する職員の特殊勤務手当	交通捜査作業に従事する職員	日額 310～1,260円 (4時間未満60%)
留置施設の看守及び保護室における保護の作業に従事する職員の特殊勤務手当	留置施設の看守及び保護室における保護の作業に従事する職員	日額 260円 (4時間未満60%)
特殊機械保守作業に従事する職員の特殊勤務手当	特殊機械保守作業に従事する職員	日額 260円 (4時間未満60%)
術科指導作業に従事する職員の特殊勤務手当	術科指導作業に従事する職員	日額 260円
警ら作業に従事する職員の特殊勤務手当	警ら作業に従事する職員	日額 340円
人命を救助する作業に従事する職員の特殊勤務手当	特に足場の悪い断がい又は激流の中若しくはこれに相当する危険な場所において、ロープを用い、人命を救助する作業に従事する職員	日額 260円 (4時間未満60%)
道路において行う自動車運転免許の技能試験作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路において行う自動車運転免許の技能試験作業に従事する職員	日額 260円
緊急の呼出しにより夜間において行われる突発的に発生した事件、事故等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	緊急の呼出しにより夜間において行われる突発的に発生した事件、事故等の処理作業に従事する職員	日額 1,240円
国際緊急援助活動業務に従事する職員の特殊勤務手当	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動の業務に従事する職員	日額 4,000円 (著しい負担 6,000円)
核原料物質等輸送警備作業に従事する職員の特殊勤務手当	核原料物質等輸送警備作業に従事する職員	日額 640円
銃器犯罪捜査等の作業に従事する職員の特殊勤務手当	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる銃器犯罪捜査等の作業に従事する職員	日額 820～1,640円
死体取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	死体の取扱作業等に従事する職員	日額 620～3,200円
家畜伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一定の伝染性疾患の患畜の飼育、伝染病菌の付着している物件の処理作業等に従事する職員	日額 290円
高圧汽かん、高圧配電線路及び高圧機器保守作業に従事する職員の特殊勤務手当	高圧汽かん、高圧配電線路及び高圧機器の保守作業に従事する職員	日額 260円
議会の速記事務に従事する職員の特殊勤務手当	議会の速記事務に従事する職員	1時間 1,030円
種雄牛及び雌牛の取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	種雄牛及び雌牛の交配作業等に従事する職員	日額 260円
狂犬病防疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当	狂犬病予防法に基づく犬の殺処分、捕獲業務、予防注射等の業務に従事する職員	日額 290～1,100円
更生相談所の業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉に関する業務類似の業務に従事する職員	日額 260円
精神障害者等の調査を行う業務等に従事する職員の特殊勤務手当	精神障害者等に面接して行う調査等の業務に従事する職員	日額 290円
麻薬中毒者等の診察を行う業務等に従事する職員の特殊勤務手当	麻薬中毒者等の診察等の業務に従事する職員	日額 260円
汚水管整備作業に従事する職員の特殊勤務手当	汚水管等の保守作業で当該設備の中に身体を入れて行う作業に従事する職員	日額 260円
し尿処理施設立入検査の業務に従事する職員の特殊勤務手当	現に使用に供しているし尿処理施設の立入検査の業務に従事する職員	日額 260円
液化石油ガスメーター検定作業に従事する職員の特殊勤務手当	液化石油ガスメーターの検定作業に従事する職員	日額 260円
農業実習作業に従事する職員の特殊勤務手当	農業実習の科目を担当することを本務とする職員で実習の作業に従事する職員	日額 620～690円

毒劇物取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	毒物等を使用する室内作業のうち有害ガスの吸入等特に危険な化学分析作業に従事する職員	日額	290円
水防、災害復旧作業に従事する職員の特殊勤務手当	暴風雨下において破堤等の警戒巡視等の作業のうち特に危険な作業に従事する職員	日額	380～1,680円
水上作業に従事する職員の特殊勤務手当	ダム管理のために水上で行う流木等の除去作業又は水質の調査等の作業に従事する職員	日額	260円
製茶作業に従事する職員の特殊勤務手当	荒茶製造作業に従事する職員	日額	260円
用地買収等業務に従事する職員の特殊勤務手当	取用等が難行している用地等につき現地において直接その所有者等と相当時間交渉する業務に従事する職員	日額	760円
家畜防疫診療業務に従事する職員の特殊勤務手当	家畜の防疫又は診療の業務に従事する獣医師	日額	590～670円

第2-21表

手当名	支給内容	支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合 うち1人のみ11,000円 ウ 満16歳になる年度の4月から満22歳になる年度の3月までの間にある子1人につき5,000円加算
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員又は自ら居住するための住宅を所有する職員に支給	ア 家賃を支払っている場合 家賃12,000円以下 1,000円 家賃12,000円超 1,000円～27,000円 イ 住宅を所有する場合 3,600円 〔国支給額 家賃12,000円以下 0円〕 住宅所有（新築又は購入後5年間） 2,500円
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給	ア 交通機関利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等相当額 イ 自動車等使用者 2 km以上 3 km未満 2,600円 3 km以上 1 kmまでごとに600円加算（支給限度額55,000円） ウ アとイの併用者 アとイの合算額 （ア、ウについては、1箇月当たり60,000円を超える場合60,000円を超えた額の1/2の額を加算） （国支給限度額55,000円）
管理職手当	課長以上の職員等で、任命権者が特に必要と認める者に支給	給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額（職務の級における最高号給の給料月額額の100分の25以内）
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な医療職給料表(1)の適用を受ける医師の職に従事する大学卒業後35年以内にある者に支給	勤務地域に応じて支給 1種 55,000～410,900円 2種 52,500～365,500円 3種 47,500～306,000円 4種 37,500～249,100円 5種 26,500～183,100円 （参考：京都市は5種）

単身赴任手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活すること常況となった職員に支給	基礎額 23,000円 加算額 6,000～45,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離100km以上である場合、距離に応じ加算)
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に存在する公署に勤務する職員に支給	(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(100分の4～25)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給	通常勤務1回につき 5,100円 特殊な業務 5,900円 (学生の生活指導業務等) 入院患者の病状急変に対処するための医師又は歯科医師の勤務 20,000円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務を命じられ勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×100分の135×勤務時間数
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられ勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間数
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員又は指定職給料表の適用される職員が臨時又は緊急その他の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	勤務1回につき 4,000～27,000円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給	給料月額×100分の7
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給	(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(100分の4～25)
産業教育手当	産業教育課程を置く高等学校で、実習を伴う産業に関する科目を担当する教職員等に支給	給料月額×支給割合(100分の6)
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教職員に対し支給	給料月額×支給割合(100分の6、管理職100分の4)
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員及び高等学校等に勤務する教育職員に支給	職務の級及び号給の別に応じ月額11,700円以内

(6) 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

知事、副知事等の特別職の報酬等は、第2-22表のとおりです。特別職の報酬等の改定に当たっては、公共団体の代表、学識経験者等により構成する京都府特別職報酬等審議会の審議を経た上で改定されることとなっています。現在の額は、平成17年11月に同審議会の答申を受け、京都府議会の議決を得て改定したものです。

第2-22表

区 分		給料月額等		
給料	知 事	1,292,000円 (1,162,800円)		
	副知事	1,023,000円 (971,850円)		
報酬	議 長	1,120,000円		
	副議長	1,030,000円		
	議 員	960,000円		
期末手当	知 事	【21年度支給割合】		
	副知事	3.10 月分		
期末手当	議 長	【21年度支給割合】		
	副議長	3.05 月分		
	議 員			
退職手当	知 事	【算定方式】	【1期の手当額】	【支給時期】
	副知事	給料月額×在職月数×100分の70 給料月額×在職月数×100分の50	43,411,200円 24,552,000円	任期ごと

(注) 1 現在、給料の減額措置を講じており、() 書きは当該措置後の額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成21年度決算における職員給与費及び職員給与費比率は、第2-23表のとおりです。

第2-23表

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)20年度の 総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度					
電 気 事 業	456,717	3,611	155,849	34.1	24.0
水 道 事 業	5,241,052	46,035	752,483	14.4	14.7
工業用水道事業	185,670	12,147	47,103	25.4	29.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度							
電 気 事 業	12	55,683	16,716	24,461	96,860	8,072	6,726
水 道 事 業	57	247,600	63,566	102,223	413,389	7,253	7,413
工業用水道事業	6	23,779	5,595	9,624	38,998	6,500	6,760

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数です。

(イ) 特記事項

京都府の厳しい財政状況等を考慮し、臨時・緊急の措置として第2-24表のとおり給与の削減措置を講じています。

第2-24表

職 員	措置内容	削減期間
管理職員	給料2%削減	平成19年4月1日～平成25年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

第2-25表

区分		平均年齢	平均基本給	平均月収額
電 気 事 業	京都府	47.7 歳	429,922 円	643,320 円
	都道府県平均	43.7 歳	364,564 円	567,269 円
水 道 事 業	京都府	45.7 歳	398,159 円	592,250 円
	都道府県平均	45.0 歳	393,335 円	616,833 円
工業用水道事業	京都府	42.9 歳	370,840 円	528,596 円
	都道府県平均	45.9 歳	363,147 円	558,202 円

(注) 1 平均基本給には、給料のほか地域手当及び扶養手当を含みます。
2 平均月収額は、平均年収額を12で除したものであり、基本給のほか退職手当を除く全ての手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当とは、民間事業所のボーナスに相当する手当です。毎年6月と12月の2回に分けて支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の支給額、支給内容は第2-26表のとおりです。なお、支給内容は、一般行政職と同じです。

第2-26表

京都府		
1人当たり平均支給額（21年度）		（都道府県平均）
電 気 事 業	2,038 千円	1,609 千円
水 道 事 業	1,793 千円	1,719 千円
工業用水道事業	1,604 千円	1,624 千円
（21年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.50月分
特定管理職員	2.6月分	1.90月分
（再任用職員	1.6月分	0.75月分）
（加算措置の状況）		
管理職加算	10%、20%	
役職加算	5%～20%	

(注) 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

(イ) 退職手当（平成22年4月1日現在）

退職手当とは、職員が退職したときに支払われる一時金です。退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職事由に応じた支給率を乗じて計算した基本額に職務・職責に応じた調整額を加えた額が支給されます。退職事由は、定年・勸奨と自己都合に分けることができます。退職手当の支給率及び1人当たり平均支給額は、第2-27表のとおりです。なお、支給率は一般行政職と同じです。

第2-27表

京都府		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	
（1人当たり平均支給額）		（都道府県平均）
電 気 事 業	—	26,065千円
水 道 事 業	—	—
工業用水道事業	—	—
		18,288千円
		22,589千円
		13,232千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成22年4月1日現在）

地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して条例で定める地域区分に応じた支給されています。地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に勤務する地域区分の支給割合を乗じた額を支給します。支給実績、1人当たり平均支給年額及び支給対象地域は、第2-28表のとおりです。なお、対象地域は一般行政職と同じです。

第2-28表

支給実績（21年度決算）	電気事業	4,510 千円
	水道事業	19,053 千円
	工業用水道事業	1,653 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （21年度決算）	電気事業	375,833 円
	水道事業	334,263 円
	工業用水道事業	275,500 円

(エ) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事したときに支給されます。平成22年4月1日現在の特殊勤務手当の支給額については、第2-29表のとおりです。なお、特殊勤務手当の内容等は「(4)キ 手当の内容」に記載のとおりです。

第2-29表

支給実績（21年度決算）	電気事業	46 千円
	水道事業	169 千円
	工業用水道事業	60 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （21年度決算）	電気事業	9,200 円
	水道事業	7,349 円
	工業用水道事業	10,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 （21年度）	電気事業	41.7 %
	水道事業	40.4 %
	工業用水道事業	33.3 %
手当の種類（手当数）	電気事業	2 種類
	水道事業	4 種類
	工業用水道事業	1 種類

(オ) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、勤務した職員に対して支給される手当です。管理職手当の支給がある職員には支給されません。時間外勤務手当の支給額については、第2-30表のとおりです。

第2-30表

支給実績（21年度決算）	電気事業	2,047 千円
	水道事業	18,092 千円
	工業用水道事業	1,561 千円
職員1人当たり平均支給年額 （21年度決算）	電気事業	256 千円
	水道事業	355 千円
	工業用水道事業	260 千円
支給実績（20年度決算）	電気事業	2,396 千円
	水道事業	15,080 千円
	工業用水道事業	1,280 千円
職員1人当たり平均支給年額 （20年度決算）	電気事業	240 千円
	水道事業	296 千円
	工業用水道事業	213 千円

(注) この表の支給額には、休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当

支給実績は第2-31表のとおりです。手当の内容については、一般行政職と同じです。

第2-31表

区 分		支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	電気事業	2,502千円	278,000円
	水道事業	8,945千円	263,088円
	工業用水道事業	1,220千円	244,000円
住居手当	電気事業	642千円	71,333円
	水道事業	3,220千円	82,564円
	工業用水道事業	118千円	39,333円
通勤手当	電気事業	2,282千円	207,455円
	水道事業	8,496千円	151,714円
	工業用水道事業	635千円	127,000円
管理職手当	電気事業	4,063千円	1,015,750円
	水道事業	5,591千円	931,833円
	工業用水道事業	0千円	0円
単身赴任手当	電気事業	624千円	312,000円
	水道事業	0千円	0円
	工業用水道事業	348千円	348,000円
宿日直手当	電気事業	0千円	0円
	水道事業	0千円	0円
	工業用水道事業	0千円	0円
夜間勤務手当	電気事業	0千円	0円
	水道事業	0千円	0円
	工業用水道事業	0千円	0円

(8) 技能労務職員の給与等の現状及び見直しに向けた取組方針

ア 現 状

京都府の技能労務職員の給与等の現状は、次のとおりとなっています。

(ア) 職種毎の平均年齢・職員数・平均給与月額及び民間類似職種(非正規含む)との比較

第2-32表

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年 齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額(国ベース)	対応する民間の類似職種 (非正規を含む)	平均 年 齢	平均給与 月額 B	
京 都 府	52.1歳	437人	358,554円	417,316円	397,220円	—	—	—	—
うち用庁務	56.3歳	72人	361,875円	406,042円	393,111円	用務員	53.8歳	213,600円	1.90
うち自動車運転	51.2歳	39人	371,179円	439,179円	420,590円	自家用乗用自動車運転者	54.8歳	260,100円	1.69
うち保安	55.4歳	16人	376,688円	505,500円	431,563円	守 衛	62.5歳	211,300円	2.39
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
都道府県平均	49.3歳	416人	331,561円	387,402円	364,759円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
京 都 府	—	—	—
うち用庁務	6,697,105円	3,008,200円	2.23
うち自動車運転	7,213,910円	3,587,000円	2.01
うち保安	8,074,250円	2,728,300円	2.96

- (注) 1 平均給料月額とは、平成22年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われるすべての諸手当の額を合計したものです。
- 3 平均給与月額（国ベース）とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものです。
- 4 第2-32表の「民間」の数値は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており、公務員の職種と民間の職種の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態、給与形態等の点において同一条件のもとで比較したのではなく、調査上の諸条件が公務員の給与実態調査によるものと異なっていることに留意が必要です。
- 賃金構造基本統計調査 ・企業規模10人以上の事業所の常用労働者（非正規労働者を含む。）を対象
- ・労働時間が8時間未満（5時間以上）の労働者も調査対象
- ・1箇月を超える期間を定めて雇用されている労働者や日々又は1箇月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された者も調査対象
- 5 第2-32表の「年収ベース（試算値）の比較」の「公務員 C」及び「民間 D」の数値は、平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 6 都道府県平均データは、平成23年3月に総務省から提供のあった数値を記載しています。

(イ) 職種別・年齢別の職員数・平均給与月額

第2-33表

年 齢		～17歳	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	
全技能労務職員	職 員 数	-	-	-	-	9人	25人	
	構 成 比	-	-	-	-	2.1%	5.7%	
	平均給与月額	-	-	-	-	294,884円	346,059円	
	うち用庁務	職 員 数	-	-	-	-	-	-
		平均給与月額	-	-	-	-	-	-
	うち自動車運転	職 員 数	-	-	-	-	-	1人
平均給与月額		-	-	-	-	-	*	
うち保安	職 員 数	-	-	-	-	-	-	
	平均給与月額	-	-	-	-	-	-	

年 齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～63歳	合計・平均
全技能労務職員	職 員 数	46人	80人	89人	113人	75人	437人
	構 成 比	10.5%	18.3%	20.4%	25.9%	17.2%	100.0%
	平均給与月額	381,005円	408,943円	428,820円	433,630円	447,328円	417,075円
うち用庁務	職 員 数	5人	7人	10人	25人	25人	72人
	平均給与月額	328,160円	372,716円	393,691円	421,600円	425,975円	408,001円
うち自動車運転	職 員 数	3人	13人	8人	14人	-	39人
	平均給与月額	393,706円	446,640円	434,550円	442,750円	-	436,938円
うち保安	職 員 数	2人	2人	4人	-	8人	16人
	平均給与月額	*	*	523,114円	-	520,861円	507,744円

- (注) 1 平均給与月額は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当など、月ごとに支払うこととされているすべての諸手当を含んだ額です。
- 2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は平均給与月額の欄をアスタリスク * としています。

(ウ) 任命権者別の職員数

第2-34表

	知事部局等	教育委員会	警察本部	合 計
全技能労務職員	265人	129人	43人	437人
うち用庁務	45人	3人	24人	72人
うち自動車運転	39人	-	-	39人
うち保安	15人	-	1人	16人

(エ) その他

- ・給 料 表 技能労務職員の給料表については、一般職員に準じた形での独自給料表を適用しています。
- ・昇給基準 毎年1月1日に勤務成績を判定の上、3号給(55歳以上の職員にあっては1号給)を標準と

して昇給を実施しています。

なお、標準の昇給号給数は本来なら4号給ですが、京都府の場合、一般職員と同様、1号給抑制した上で昇給を実施しています。

- ・諸手当 一般職員に準じて、扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当を支給しています。
なお、退職手当についても、一般職員に準じて支給しています。

イ これまでの取組状況

本府の技能労務職員の給与については、これまでから人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定の取扱いを踏まえた改定等を実施してきており、給与構造改革の導入など、一般職員と同様の適正化に取り組んできたところです。

また、業務の執行方法や執行体制のあり方を見直しを進めてきており、この結果、平成21年度までの過去10年間で約51%を超える職員数の削減を実現しています。

さらに、平成19年4月からは技能労務職員の給料月額を5%引き下げる措置を実施し、給与水準のさらなる適正化に努めているところです。

(ア) 給与構造改革

給料表の全面改定及び給与水準の大幅な引下げ（平均△5.8%）【平成18年4月～】

(イ) 地域手当の見直し

調整手当の廃止及び地域手当の創設と支給率の引下げ（平均△1.2%）【平成18年4月～】

(ウ) 特殊勤務手当の見直し

手当の廃止（1手当）及びすべての月額手当を日額化【平成19年4月～】

(エ) 給料月額の引下げ

技能労務職員の給料月額を5%引下げ【平成19年4月～】

(オ) 業務の見直しによる人員削減

業務の執行方法や執行体制のあり方を見直し、外部委託を推進すること等により、知事部局等では平成12年度から、教育委員会・警察本部では平成17年度から新規採用を行っていないところであり、平成21年度までの過去10年間で約51%（492人）を超える職員数を削減しています。

（技能労務職員数の推移）

第2-35表

年 度	平成12年度	平成21年度	差 引
職 員 数	964人	472人	▲492人（▲51.0%）

※公立大学法人化に伴う減員分を含む。

(カ) 府立2大学の公立大学法人化

平成20年度からの京都府立医科大学及び京都府立大学の公立大学法人化に伴い、技能労務職員145名を削減

第2-36表

年 度	平成19年度	平成20年度	差 引
知事部局	457人	299人	▲158人 （うち公立大学法人化に伴う減▲145人（▲31.7%））

ウ 今後の取組方針

(ア) 基本的な考え方

地方分権の進展や社会経済情勢の変化に伴い京都府政に対する府民ニーズがますます高度化・多様化する一方で、本府を取り巻く行財政環境は一段と厳しさを増しています。このような厳しい情勢の下、京都府では、平成21年に「府民満足最大化プラン」を策定し、府民の皆さんにとって、満足できるものかどうかという視点をさらに徹底し、業務や事業を重点的に進めているところです。

この経営改革の取組みの中で、技能労務職員についても給与構造改革や定数削減に努めているところですが、技能労務職員に準用されている地方公営企業法の規定に則して、技能労務職員の給与等について今後とも総合的な点検を進めていくこととします。

※ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第3項

企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

(イ) 具体的な取組内容

上記の基本的な考え方に基づき、今後、次のような具体的な取組を進めていくこととしています。

・ 給与構造改革の推進と給料表の見直し

平成18年度から実施している給与構造改革の取組みを引き続き推進するとともに、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員等との均衡を考慮して、適用給料表を検討します。

・ 諸手当の適正化

技能労務職員に支給される諸手当について、これまでから点検・見直しを進めてきましたが、さらに適正化に取り組んでいきます。

・ 業務の見直しと職員定数の削減

各種業務のあり方を点検・分析し、サービスの質とコストとの分析比較により効率性が拡大すると判断され、かつ公務執行上の特段の支障が認められない業務については、今後とも外部委託を進めていくこととします。

また、業務の見直しを進める一方、他府県の取組状況も参考にしつつ、職員の適性に応じて、人事委員会による選考手続きを経て行う事務職等への職種変更についても検討を進めていきます。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間その他の勤務条件については、その重要性から地方公務員法において給与と同じく国や他の地方公共団体の職員との均衡を考慮しなければならないこととなっており、また条例でこれを定めることとされています。

京都府の勤務時間その他の勤務条件の状況は、以下のとおりです。

(1) 勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

京都府職員の一般的な勤務時間等については、「職員の給与等に関する条例」等により第3-1表のとおり定められています。

なお、業務の性質上必要がある場合には、別途勤務時間等を定めています。

第3-1表

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
		38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日及び土曜日）				
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日				

(2) 年次休暇の取得状況（平成21年）

年次休暇については、「職員の給与等に関する条例」等により1歴年につき20日（当該年の途中で新たに職員となった者については、その年の在職期間に応じた日数）与えられ、また、当該年に取得しなかった日数については20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています。

京都府における平成21年の年次休暇の取得状況は、第3-2表のとおりです。

第3-2表

任命権者	総付与日数(日)	総取得日数(日)	対象職員数(人)	平均取得日数(日)	消化率(%)
知事部局等	149,577.0	42,641.1	3,836	11.1	28.5
教育委員会	170,892.6	49,402.5	4,436	11.1	28.9
警察本部	263,146.8	35,770.2	6,668	5.4	13.6

(注) 対象職員数は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業を取得した者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況（平成22年4月1日現在）

特別休暇は、あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に与えられる休暇であり、その内容は「職員の給与等に関する条例」等に規定されています。

平成22年4月1日現在の京都府の特別休暇の内容は、第3-3表のとおりです。

第3-3表

種 類	日 数
感染症予防法に基づく交通の制限又は遮断	必要と認められる期間
非常災害罹災、交通遮断等による勤務不能	必要と認められる期間
交通機関の事故等による不可抗力	必要と認められる期間
官公署の呼出	必要と認められる期間
公民権の行使、義務の履行	必要と認められる期間
結婚	6日以内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導・健康診査	1日を超えない範囲内
妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日1時間以内
妊娠障害	3週間以内で必要と認められる期間
出産	出産予定日前後8週間
生理	1回について2日以内
生後1年6月未満の子の育児	1日90分以内
配偶者の出産	3日以内
配偶者出産時の当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	配偶者の出産予定日前後8週間において5日以内
満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の看護等	年間7日以内（子を2人以上養育する場合は、7日に子の数から1を減じた数を加えた日数の範囲内）
父母の祭日	慣習上最小限度
親族の死亡	10日～1日の期間内
夏季休暇	7月～9月の間で年間4日以内
骨髄バンクへの登録及び骨髄提供	必要と認められる期間
社会貢献活動	年間6日以内

(4) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の状況

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進と地方公共団体の行政の円滑な運営を図ることを目的とした制度であり、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に規定されています。育児休業は、子が3歳に達する日まで最長3年間休業できる制度、部分休業は職員が育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度、育児短時間勤務は定められた勤務形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

京都府における平成21年度の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は、第3-4表、第3-5表、第3-6表及び第3-7表のとおりです。

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

第3-4表

【知事部局等】

人数 (人) 区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成21年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業等 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	1 ----- 0	1 ----- 2	0 ----- 0	85	1	0	0
女性職員	46 ----- 39	9 ----- 5	3 ----- 0	46	46	0	0
計	47 ----- 39	10 ----- 7	3 ----- 0	131	47	0	0

【教育委員会】

人数 (人) 区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成21年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業等 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	0 ----- 0	2 ----- 0	0 ----- 0	54	0	1	0
女性職員	30 ----- 25	11 ----- 1	4 ----- 0	30	30	0	0
計	30 ----- 25	13 ----- 1	4 ----- 0	84	30	1	0

【警察本部】

人数 (人) 区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成21年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業等 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	0 ----- 0	0 ----- 0	0 ----- 0	240	0	0	0
女性職員	31 ----- 43	10 ----- 1	0 ----- 0	31	31	0	0
計	31 ----- 43	10 ----- 1	0 ----- 0	271	31	0	0

(注)1 左の欄の上段には平成21年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成20年度から21年度にかけて引き続けている者の数を記載しています。

2 左の欄の上段の数には「平成21年度中に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)した職員」と「平成20年度中に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となったが、平成21年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした職員」の両方が含まれます。

イ 育児休業承認期間

第3-5表

【知事部局等】

区分\期間	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	合 計
男性職員	0	1	0	0	0	0	1
女性職員	1	20	12	7	0	6	46
計	1	21	12	7	0	6	47

【教育委員会】

区分\期間	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	10	10	6	0	4	30
計	0	10	10	6	0	4	30

【警察本部】

区分\期間	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	10	6	7	3	4	31
計	1	10	6	7	3	4	31

(注) この表は、平成21年度中に新たに育児休業を取得した職員を対象としたものです。

ウ 部分休業承認期間

第3-6表

【知事部局等】

区分\期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合 計
男性職員	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	6	1	0	1	0	1	9
計	7	1	0	1	0	1	10

【教育委員会】

区分\期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合 計
男性職員	1	0	1	0	0	0	2
女性職員	8	2	1	0	0	0	11
計	9	2	2	0	0	0	13

【警察本部】

区分\期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	9	1	0	0	0	0	10
計	9	1	0	0	0	0	10

(注) この表は、平成21年度中に新たに部分休業を取得した職員を対象としたものです。

エ 育児短時間勤務承認期間

第3-7表

【知事部局等】

区分\期間	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	2	3
計	1	0	0	2	3

【教育委員会】

区分\期間	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	3	4
計	1	0	0	3	4

【警察本部】

区分\期間	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(注) この表は、平成21年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員を対象としたものです。

(5) 介護休暇の状況

介護休暇は、職員が要介護者の介護を行う場合に認められる休暇であり、「職員の給与等に関する条例」等において、介護を必要とする状態ごとに連続する6月の期間内で必要と認められる期間取得することができる旨規定されています。

京都府における平成21年度の介護休暇の取得状況は、第3-8表及び第3-9表のとおりです。

ア 介護休暇の取得者数

第3-8表

【知事部局等】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	2	0	2	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	3	0	3	0	0	0	0	0	0

【教育委員会】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	7	1	6	0	0	0	0	0	0
女性職員	10	1	8	0	1	0	0	0	0
計	17	2	14	0	1	0	0	0	0

【警察本部】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 介護休暇の承認期間

第3-9表

【知事部局等】

期間 区分	合 計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下
男性職員	2	1	0	0	0	0	1
女性職員	1	0	0	0	0	0	1
計	3	1	0	0	0	0	2

【教育委員会】

区分\期間	合 計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下
男性職員	7	1	1	0	2	1	2
女性職員	10	4	2	0	1	0	3
計	17	5	3	0	3	1	5

【警察本部】

区分\期間	合 計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

4 分限及び懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員に対する不利益処分として分限処分及び懲戒処分を規定しています。

分限処分は、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、一定の事由がある場合に職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分です。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、職員の道義的責任を問うことにより公務における規律と秩序を維持することを目的に行う処分です。

京都府における平成21年度に分限処分及び懲戒処分の状況は、第4-1表及び第4-2表のとおりです。

(1) 分限処分手由別処分者数（平成21年度）

第4-1表

【知事部局等】

処分事由	処分の種類(人)				合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給	
勤務実績が良くない場合	0(0)	0(0)			0(0)
心身の故障の場合	0(0)	0(0)	40(32)		40(32)
職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	0(0)			0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0(0)	0(0)			0(0)
刑事事件に関し起訴された場合			0(0)		0(0)
条例で定める事由による場合			0(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(0)	0(0)	40(32)	0(0)	40(32)

(注) 1 降任とは、職員が現に有する職よりも下位の職に任命する処分です。

2 免職とは、その職を失わせる処分です。

3 休職とは、職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分です。

4 降給とは、職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分です。

5 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。

6 () 内の数値は、前年度実績です。(以下同じ。)

【教育委員会】

処分の種類 (人) 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0(0)	0(0)			0(0)
心身の故障の場合	0(0)	0(0)	156(169)		156(169)
職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	0(0)			0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0(0)	0(0)			0(0)
刑事事件に関し起訴された場合			0(1)		0(1)
条例で定める事由による場合			0(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(0)	0(0)	156(170)	0(0)	156(170)

【警察本部】

処分の種類 (人) 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0(0)	0(0)			0(0)
心身の故障の場合	0(0)	0(0)	64(44)		64(44)
職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	0(0)			0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0(0)	0(0)			0(0)
刑事事件に関し起訴された場合			0(0)		0(0)
条例で定める事由による場合			0(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(0)	0(0)	64(44)	0(0)	64(44)

(2) 懲戒処分事由別処分者数 (平成21年度)

第4-2表

【知事部局等】

処分の種類 (人) 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	0(7)	0(0)	0(1)	0(0)	0(8)
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
収賄等関係(収賄、横領等)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
道路交通法違反	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
監督者責任	0(7)	0(5)	0(0)	0(0)	0(12)
合 計	0(14)	1(5)	0(1)	0(0)	1(20)

(注) 1 戒告とは、職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。

2 減給とは、一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

3 停職とは、職員を懲罰として職務に従事させない処分です。

- 4 免職とは、職員を懲罰として勤務関係から排除する処分です。
 5 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。
 6 ()内の数値は、前年度実績です。(以下同じ。)

【教育委員会】

処分の種類(人) 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0(0)	0(2)	2(3)	1(2)	3(7)
収賄等関係(収賄、横領等)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
道路交通法違反	1(0)	0(1)	0(1)	0(0)	1(2)
監督者責任	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
合計	2(2)	0(3)	2(4)	1(2)	5(11)

【警察本部】

処分の種類(人) 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	1(0)	4(0)	0(0)	0(0)	5(0)
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	1(1)	0(0)	2(0)	0(0)	3(1)
収賄等関係(収賄、横領等)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
道路交通法違反	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
監督者責任	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	4(1)	4(0)	2(0)	0(0)	10(1)

5 服務の状況

(1) 綱紀保持の取組の状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の義務が課されているところです。

京都府においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達等により綱紀の保持を図るとともに、各種の研修の場を通じて公務員倫理の周知徹底を図っています。

(2) ハラスメント防止対策の状況

京都府においては、職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止・排除のため、職員及び所属長の責務や問題への適切な相談対応等を規定し、相談窓口を設置するとともに各種の研修等の場を通じて全職員への周知徹底を図っています。

(3) 営利企業等への従事許可の状況

地方公務員は、職務への専念、職務の公正確保及び職員の品位保持の観点から、営利企業等への従事が原則として禁止されているところです。

しかし、例外的に職務遂行上能率の低下を来すおそれがないこと、地方公共団体と利害関係を生じたり職務の公正を妨げるおそれがないこと又は職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことを要件として、任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等への従事が認められています。

京都府における平成21年度の営利企業等への従事許可の状況は、第5-1表のとおりです。

第5-1表

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	0件	0件	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件	0件	40件
上記以外で報酬を得て事業又は事務に従事するもの	15件	108件	21件
合 計	15件	108件	61件

(注) 知事部局等、教育委員会は平成21年度に新規に申請のあった事案について、警察本部は同一案件であっても毎年許可を行っています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

地方公務員法においては、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えること及び勤務成績の評定を行うことを任命権者に義務付けています。

京都府における研修及び勤務成績の評定の実施状況については、以下のとおりです。

(1) 研修の実施状況（平成21年度）

第6-1表

【知事部局等】

区 分	研 修 名 等	
職員研修・ 研究支援センター 研修	職務基本研修 (609人)	新規採用職員研修(前期・後期)、新規採用職員(社会人経験者)研修、新規採用フォロー研修、一般職員研修(総合)、キャリア形成研修、副課長研修、新任管理者研修、管理職研修
	実務支援研修 (1,015人)	政策法務研修(基礎)、政策法務研修(応用)(解釈・運用、条例立案、行政争訟)、手話研修、簿記の基本と決算書の読み方研修、情報化研修
	能力開発研修 (690人)	論理的思考研修、創造的な問題解決法(ブレイクスルー思考)研修、合意形成技法(ファンリテーション)研修、クレーム対応研修、聞き手に行動を促す伝え方(プレゼンテーション)研修、住民協働とパートナーシップ研修、人間関係力向上(アサーティブコミュニケーション)研修、文章力養成研修、交渉力・折衝力養成研修、タイムマネジメント研修、リスクマネジメント研修、分かりやすい伝え方(コミュニケーション)研修、メディア対応研修、コーチング研修、リーダーシップ養成研修
	連携・協働研修 (14人)	NPO等短期派遣研修、民間企業短期派遣研修
	職場学習支援 (1,526人)	人権問題職場研修指導者・主任研修、新規採用職員指導者研修、副課長(人材育成塾)研修、人権問題特別研修
派遣研修	自治大学校派遣研修 (5人)	特別研修、第一部特別課程、第三部課程、税務専門課程
	上記以外の派遣研修 (6人)	大学院派遣研修、民間企業等派遣研修
職 場 研 修	職場研修(OJT)の手引きの作成及び指導者研修(職場研修(OJT)は、各職場において、管理・監督者が職員に対し職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得させる上で極めて重要である。また、職場研修(OJT)の手引きの活用や指導者を対象とした研修の実施などにより、職場研修の効果的な推進を図っている。)	
自 主 研 修	放送大学講座、「研修情報」提供	

(注) 「区分」の()内の数値は、平成21年度における受講人数を示しており、教育委員会事務局の職員を含みます。

【教育委員会】

区 分	研 修 名
総合教育センター 基本研修 (7,677人)	初任者研修、新規採用者研修、2～6年目研修、7～12年目研修、10年定期研修
専門研修 (5,625人)	指導者養成研修、教科研修、領域研修、職能別研修
特別研修 (916人)	課題別研修
派遣研修 (127人)	中央研修、大学・大学院・研修機関への長期派遣研修、民間企業等派遣研修
その他	各学校内における研修

(注) 教育委員会事務局の職員の研修については、知事部局等に計上しています。

【警察本部】

区 分	研 修 名	
学校教養 (警察学校等における教養) 229課程 2,092人	採用時教養 9課程 (555人)	初任科 4課程 初任補修科 4課程 一般職員初任科 1課程
	昇任時教養 27課程 (413人)	警部任用科 (警察大学校：3課程、管区警察学校：3課程) 警部補任用科 (管区警察学校：5課程、府警察学校：1課程) 巡查部長任用科 (管区警察学校：6課程、府警察学校：1課程) 課長補佐任用科 (警察大学校：3課程) 係長任用科 (管区警察学校：2課程) 主任任用科 (管区警察学校：3課程)
	部門別任用科 6課程 (139人)	生活安全任用科 2課程 刑事任用科 2課程 交通任用科 1課程 警備任用科 1課程
	専科教養等 174課程 (968人)	警察大学校 73課程 管区警察学校 61課程 府警察学校 40課程 (捜査官研修、情報管理、職務質問、鑑識、検視、白バイ訓練等)
	語学研修 13課程 (17人)	英語、北京語、韓国語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ウルドゥ語等
職場教養 (入校を伴わない研修)	部長教養、新任副署長研修会、組織の中核となる幹部教養(警視、警部(相当職の一般職員)対象)、捜査実務研修、通訳人指定者研修会、手話指定員ブラッシュアップ研修会、職場実習指導員研修会等	
自主研修	通信教育講座助成	

(2) 勤務成績の評定の概要

地方公務員法では、任命権者は公務能率を増進させることを目的に、職員の職務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

知事部局等では、職員の能力・資質等を総合的に把握し、適正な任用、適材適所の人事配置等に努めているところです。職員が職務行動を通じて発揮した能力や努力を適正に把握し、人材育成をはじめ業務の執行管理や改善に活用するとともに、適材適所の人事配置・処遇につなげていくための仕組みとして新たな人事評価制度に取り組んでおり、管理職については、平成19年度から人事評価の結果を異動・給与等に反映しているところであり、また、管理職以外については、平成18年度から3箇年にわたり試行を実施するとともに、平成21年度からは手法、成果等について検証を実施し、早期の制度化を目指しているところです。

教育委員会においては、教職員が自己変革能力を高め、その資質や能力を向上させ、より良い学校教育を提供するという観点に立って、平成18年度から教職員評価制度を実施し、さらに、平成21年度から査定昇給等に活用する評価制度を、管理職については本格実施し、一般職については試行を行っているところです。

警察本部においては、組織の活性化を図るため、人事評価を能力評価と実績評価に分け、また、業務目標設定、評定前の面接等を取り入れるなど、公正で納得性の高いものとし、全職員を対象に年1回、職員一人一人の勤務実績、職務執行能力、適性等を総合的に評価して、職員の公正な処遇、能力開発及び業務実績の向上に努めているところです。

7 福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法においては、職員の生活及び身分を安定させることにより公務能率の維持増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、福利厚生制度、公務災害補償制度、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する不服申立て制度が定められています。

また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。京都府における職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりです。

(1) 福利厚生・安全衛生管理制度

地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生事業を実施しています。

また、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法及び関係法令並びに各任命権者の安全衛生関係規程に基づき、安全衛生管理体制や作業環境の整備を図るとともに、定期健康診断をはじめとする各種の健康診断や、健康教育、健康相談、保健指導等を実施しています。

第7-1表

【知事部局等】

項目	内 容	平成21年度実績額 (一般会計)	
福利厚生事業	職員ふれあいフェスタの実施及び総合庁舎の福利厚生施設の管理	8,046 千円	
職員住宅等	・職員住宅506戸(平22.4.1現在)の管理及び建設費の償還 ・職員福利厚生センターの管理	343,433 千円	
健康管理事業	定期健康診断、特殊業務従事職員健康診断、人間ドック等の健康管理事業の実施	108,450 千円	
	(健康診断の受診者数)		
	定期健康診断		2,275人 (2,533人)
	特殊業務従事職員健康診断		延べ1,022人 (延べ1,085人)
	人間ドック等	2,717人 (2,529人)	

【教育委員会】

項目	内容	平成21年度実績額 (一般会計)		
福利厚生事業	社団法人京都府教職員互助組合運営費に対する助成	17,218 千円		
教職員住宅	教職員住宅143戸(平22.4.1現在)の管理	37,292 千円		
健康管理事業	定期健康診断、特殊業務従事職員健康診断、人間ドック等の健康管理事業の実施 (健康診断の受診者数)	170,078 千円		
			定期健康診断	2,800人(3,043人)
			特殊業務従事職員健康診断	延べ2,193人(延べ2,292人)
			人間ドック等	5,707人(5,441人)

【警察本部】

項目	内容	平成21年度実績額 (一般会計)		
福利厚生事業	京都府警察職員殉職者慰霊祭の実施	693 千円		
健康管理事業	定期健康診断、特殊業務従事職員健康診断、人間ドック、こころの健康相談、メンタルヘルス実習セミナー等の健康管理事業の実施 (健康診断の受診者数)	181,995 千円		
			定期健康診断	2,822人(2,985人)
			特殊業務従事職員健康診断	延べ 301人(延べ 328人)
			人間ドック等	4,072人(3,870人)

(注) 1 各任命権者が健康診断を実施している特殊業務は次のとおりです。

知事部局等

高気圧業務、放射線業務、有機溶剤業務、鉛業務、特定化学物質等業務、粉じん作業、歯等に対する有害業務、自動車等運転業務、計量検定業務、草刈業務等、VDT作業、血液取扱業務

教育委員会

有機溶剤業務、鉛業務、特定化学物質等業務、粉じん作業、自動車等運転業務、VDT作業、介護業務

警察本部

放射線業務、有機溶剤業務、特定化学物質等業務、高気圧業務、VDT作業、指紋分析・図化業務、交通切符審査業務、鉛業務、航空機操縦士、船員

2 () 内の数値は、前年度実績です。

第7-2表

項目	互助団体名	職員互助会	教職員互助組合	警察職員福利厚生会
会員数(平21.10.1現在)		5,278 人	17,424 人	7,215 人
事業費補助金	平成21年度実績	0 千円	0 千円	0 千円
	平成22年度予算	0 千円	0 千円	0 千円

(2) 共済制度

第7-3表

地方公務員等共済組合法に基づく地方職員共済組合等に対する地方公共団体の負担金率
(一般組合員・平成22年9月1日現在)

区 分		地方職員共済組合	公立学校共済組合	警察共済組合
給 料	短期給付	51.805/1000	37.41/1000	48.23/1000
	介護保険	5.99/1000	4.86/1000	6.50/1000
	長期給付	139.925/1000	139.925/1000	139.925/1000
	福祉事業	1.48/1000	1.65/1000	1.65/1000
期末手当等	短期給付	41.44/1000	29.93/1000	38.58/1000
	介護保険	4.79/1000	3.89/1000	5.20/1000
	長期給付	111.94/1000	111.94/1000	111.94/1000
	福祉事業	1.18/1000	1.32/1000	1.32/1000

(3) 恩給

第7-4表

恩給法及び京都府吏員恩給条例の適用を受ける者への給付

区 分	受 給 者 数	支 (一 給 金 額 般 会 計)
知 事 部 局 等	103人	103,905 千円
教 育 委 員 会	190人	252,713 千円
警 察 本 部	328人	318,791 千円
計	621人	675,409 千円

(4) 公務災害及び通勤災害の認定件数 (平成21年度)

地方公務員災害補償法に基づき、京都府人事課内に地方公務員災害補償基金京都府支部を設置し、公務災害及び通勤災害の認定、補償等の事務を行っています。

ア 公務災害認定件数 (平成21年度)

第7-5表

区 分	負 傷 (件)	疾 病 (件)	合 計 (件)
知事部局等	32 (33)	0 (1)	32 (34)
教育委員会	123 (123)	1 (1)	124 (124)
警察本部	152 (141)	2 (19)	154 (160)
計	307 (297)	3 (21)	310 (318)

(注) 1 公務上の災害として認定した件数を記載しています。

2 () 内の数値は、前年度実績です。

イ 通勤災害認定件数（平成21年度）

第7-6表

区 分	件 数
知事部局等	(4 8)
教育委員会	(16 14)
警 察 本 部	(10 14)
計	(30 36)

(注) 1 通勤による災害として認定した件数を記載しています。

2 () 内の数値は、前年度実績です。

ウ 地方公務員災害補償基金負担金（地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金）（平成21年度確定負担金）

第7-7表

区 分	金 額
知事部局等	(37,803 千円 34,375 千円)
教育委員会	(110,705 千円 106,025 千円)
警 察 本 部	(168,862 千円 142,345 千円)
計	(317,370 千円 282,745 千円)

(注) () 内の数値は、前年度実績です。

(5) 措置要求及び不服申立ての状況

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に対する不服申立ての制度により保護されています。勤務条件に対する措置要求は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立ては不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。これらの制度の状況は、「平成21年度京都府人事委員会の業務の状況」3及び4のとおりです。

第2部 平成21年度京都府人事委員会の業務の状況

京都府人事委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5及び地方公務員法第7条の規定により、条例で設置された独立した人事行政の専門機関です。

その業務内容は、地方公務員法第8条に定められており、

- 1 職員の採用及び昇任に係る競争試験と選考を行うこと。
- 2 給与等の勤務条件に関する調査・研究、知事等への報告・勧告を行うこと。
- 3 勤務条件に関する措置要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること及び不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定を行うこと。

などの業務を行っています。

平成21年度の業務の概要は、次のとおりです。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

職員の採用は、地方公務員法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によるものとされており、上級、初級、公立学校職員、警察事務職員及び警察官の各採用試験を行っています。競争試験とは、特定の職に就けるために不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法のことです。

また、警察官の昇任試験もを行っています。

ア 職員採用試験

第1-1表

試験区分		採用予定者数	申込者数	第1次受験者数(a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数(b)	競争率(a/b)	(参考)採用者数
上級	行政Ⅰ	40	920	578	150	148	78	7.4	66
	行政Ⅱ	5	285	184	15	15	5	36.8	3
	電気・電子工学	若干名	13	9	4	4	2	4.5	2
	機械	若干名	5	3	3	3	1	3.0	1
	土木	15	65	31	19	18	14	2.2	13
	建築	5	31	21	16	16	6	3.5	6
	化学	若干名	47	28	6	6	1	28.0	1
	農業	若干名	39	20	5	5	1	20.0	1
	林業	若干名	7	6	5	5	2	3.0	2
	水産	若干名	20	15	5	5	1	15.0	1
	薬剤師Ⅰ	5	42	26	15	14	5	5.2	5
	獣医師	若干名	7	6	5	3	2	3.0	2
小計			1,481	927	248	242	118	7.9	103
初級	事務	5	63	46	17	17	5	9.2	4
学校事務職員		20	544	398	67	63	21	19.0	12
警察事務職員		15	358	274	59	56	16	17.1	14
合計			2,446	1,645	391	378	160	10.3	133

(注) 採用者数は、平成22年4月1日現在のものです。

イ 警察官採用試験
第1-2表

試験区分		採用予定者数	申込者数	第1次受験者数(a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数(b)	競争率(a/b)	(参考)採用者数	
警察官 (男性)	府内	A(第1回)	人 85	人 434	人 383	人 176	人 170	人 94	倍 4.1	人 68
		A(第2回)	70	797	645	184	179	96	6.7	94
		B I	65	320	270	86	84	37	7.3	35
		B II		115	107	50	49	34	3.1	33
		A(10月採用)	40	456	384	87	85	33	11.6	28
		B(10月採用)	30	385	341	74	61	25	13.6	16
	府外	A	15	383	151	39	23	11	13.7	7
		B	20	444	215	73	41	10	21.5	8
警察官 (女性)	A(第1回)	5	160	135	23	22	12	11.3	8	
	A(第2回)	5	137	111	12	12	5	22.2	4	
	B I	5	45	37	6	6	2	18.5	2	
	B II		23	19	8	7	3	6.3	3	
合計		340	3,699	2,798	818	739	362	7.7	306	

(注) 採用者数は、平成22年4月1日現在のものです。

ウ 警察官昇任試験

昇任とは、職員を現に在職する職より上位の職に任命することをいいます。

第1-3表

試験区分	申込者数	予備試験受験者数(a)	予備試験合格者数	第1次受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	合格者数(b)	競争率(a/b)
警部	人 927	人 922	人 292	人 290	人 84	人 84	人 62	倍 14.9
警部補	1,084	1,075	503	499	225	224	161	6.7
巡査部長	1,647	1,635	453	451	234	233	190	8.6

(2) 身体障害者を対象とした職員採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、京都府内に居住する身体障害者の雇用促進のため、身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しています。

第1-4表

試験区分	採用予定者数	申込者数	第1次受験者数(a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数(b)	競争率(a/b)	(参考)採用者数
事務	人 1	人 8	人 7	人 1	人 1	人 1	倍 7.0	人 1

(注) 採用者数は、平成22年4月1日現在のものです。

(3) 選考

選考とは、特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法のことで。

ア 採用選考（身体障害者を対象とした採用選考を除く。）

職務の特殊性等により競争試験によることが困難であると認められる資格免許職の採用を行う場合等には、選考による採用を行っています。

第1-5表

任命権者	部長相当職	課長相当職	主幹相当職	課長補佐相当職	係長相当職	主事・技師相当職	計	単独業務職	合計
知事	人 3	人 4	人 1	人 11	人 8	人 52	人 79	人	人 79
知事 (公営企業管理者)							0		0
教育委員会					2	5	7		7
警察本部長		4 (4)	2 (2)	(6)	2 (12)	5 (13)	13 (37)		13 (37)
計	3 (3)	8 (8)	3 (3)	11 (17)	12 (22)	62 (70)	99 (123)		99 (123)

(注) () 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値です。

イ 採用選考内訳（身体障害者を対象とした採用選考を除く。）

第1-6表

任命権者	職	選考数	任命権者	職	選考数	
知	部長相当職	3	教育委員会	係長相当職	2	
	課長相当職	4		主事・技師相当職	主事	2
	主幹相当職	1			文化財保護技師	3
	課長補佐相当職	11		小計		7
	係長相当職	8		警察本部長	課長相当職	4(4)
主事・技師相当職	主事	3	主幹相当職		2(2)	
	学芸員	1	課長補佐相当職		0(6)	
	司書	2	係長相当職		2(12)	
	心理判定員 (臨床心理士)	4	主事・技師相当職		巡査	2(10)
	医師	11			術科指導員(鑑)	2(2)
	薬剤師	2	機関士		1(1)	
	臨床工学技士	2	小計		13(37)	
	保健師	1	/			
	看護師	19				
	職業訓練指導員	6				
樹木医	1					
小計	79	合計		99(123)		

(注) () 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値です。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされています。さらに、職員の給与については、職務と責任に応じるものでなければならないという職務給の原則があり、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。

また、勤務時間その他給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。

人事委員会は、中立性、専門性を有する第三者機関の立場から、給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、府議会議長及び知事にその成果を報告するとともに、講じるべき措置について勧告することができることとされています。

平成21年度に行った報告及び勧告の概要は、次のとおりです。

(1) 平成21年5月15日「平成21年6月に支給する期末手当等に関する報告及び勧告」

ア 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

(ア) 特別調査の概要・結果

- ・ 民間企業における本年の夏季一時金は、大幅な前年比マイナスとなることがうかがわれることから、府内民間企業の状況を把握するため、緊急に特別調査を実施（平成21年4月24日～5月8日）
- ・ 調査時点での決定（妥結）済企業の状況：対前年増減率△11.4%（全国：△13.2%）

(イ) 特例措置の実施・内容

- ・ 府内民間企業における本年の夏季一時金は、前年に比べ大きく減少する見込み
- ・ 人事院は、国家公務員の6月支給の期末・勤勉手当の0.20月分の支給の凍結を勧告（平成21年5月1日）
- ・ 上記の状況から、職員の6月支給の期末・勤勉手当について、暫定的な措置として、0.20月分の支給を当面凍結することが適当
- ・ 例年どおり、現在更に詳しい民間給与実態調査を実施しており、その結果に基づき、本年秋には必要な措置を別途勧告

イ 期末特別手当の改定

期末特別手当（指定職給料表適用職員に支給）を、人事院勧告に準じて改定

ウ 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日

(2) 平成21年10月2日「職員の給与等に関する報告及び勧告」

ア 民間との給与較差に基づく改定

(ア) 公民較差

第2-1表

	民間給与との較差		備 考
管理職員の給料月額 カット措置がないもの とした場合	△1,105円	△0.26%	職員給与が民間給与を0.26%上回る。 民間給与 418,414円 職員給与 419,519円
管理職員の給料月額 カット措置後 (実支給額)	△230円	△0.05%	職員給与が民間給与を0.05%上回る。 民間給与 418,414円 職員給与 418,644円

(イ) 改定の考え方

管理職員の給料月額カット措置は、厳しい財政状況等を考慮してなされた臨時的なものであり、やむを得ないと認められることから、この措置がないものとした場合の職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本に対応

- (ウ) 改定内容
- ・ 給料表
人事院勧告で示された給料表に準じて改定
〔若年層は据置き、その他は△0.2%（管理職層は△0.3%）〕
〔医療職給料表(1)は、改定なし〕
 - ・ 住居手当
持家に係る支給月額を500円引下げ（4,100円→3,600円）
 - ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）
年間支給月数を0.35月分引下げ（4.50月分→4.15月分）
（注）平成21年度にあつては、6月に支給しなかった0.20月分を差し引いた0.15月分について、12月期の期末・勤勉手当の支給月数を引下げ

- (エ) 実施時期
条例公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

イ その他の改定

- (ア) 地域手当
地域ごとの民間賃金水準や通勤の状況のほか、物価・生計費等の生活関連諸状況等を総合的に考慮し、地域ごとの支給割合を引下げ
- ・ 京都市 10%→9%
 - ・ 宇治市、亀岡市、京田辺市等（京都市周辺市町） 6%→5%
 - ・ 上記以外の府の地域 3%→2.8%

- (イ) 実施時期
平成22年4月1日

ウ 給与以外の勤務条件等

総実勤務時間の短縮、健康の保持増進、仕事と育児・介護等の両立の取組の推進のほか、非常勤職員の勤務条件の検討等について報告

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適切な措置を求める要求があつた場合に、人事委員会が必要な審査をした上で、判定を行い、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については権限を有する機関に対して必要な勧告を行うことにより事案の解決に当たるものです。

平成21年度当初において係属事案はありませんでした。その後、新たに措置要求が1件ありました。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員から、自己の意に反する不利益な処分を受けたとして不服申立てがあつた場合には、これを審査し、この結果に基づきその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要があると認めるときには、任命権者に必要かつ適切な措置をさせるなど、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされています。

平成21年度における係属件数は次のとおりです。

第4-1表

区 分	件 数			
	知 事	教育委員会	警察本部長	合 計
前年度からの繰越し A	0	1	0	1
新規申立て B	1	0	0	1
年度中終了 C	0	1	0	1
次年度への繰越し (A+B-C)	1	0	0	1

終了事由	却 下	取 下 げ	打 切 り	処分取消	処分修正	処分承認	合 計
件 数	0	0	0	0	0	1	1

5 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況

平成21年度において行った受託に係る業務はありません。